

社会福祉施設職員等退職手当共済制度における 保育所等に対する公費助成について

社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成の対応(案)

平成29年度の対応

社会福祉法等の一部を改正する法律(平成28年3月31日法律第21号) 附則で、

「平成29年度までに総合的な子ども・子育て支援の実施状況を勘案し、機構に対する国の財政措置(児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の職員に係る退職手当金の支給に要する費用に関するものに限る。)の見直しについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」

とされていたが、社会保障審議会福祉部会において、「平成29年度までの待機児童解消加速化プランに加え、平成29年6月に公表された「子育て安心プラン」により、遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消するための取組みが行われていることを踏まえ、保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について更に検討を加え、平成32年度までに改めて結論を得る。」こととされた。

今後の方針

- 令和2年12月に公表された「新子育て安心プラン」により、待機児童の解消を目指し、令和6年度末までの4年間で保育の受け皿を更に整備するための取組みが行われていくことから、保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について、他の経営主体とのイコールフットィングの観点等も踏まえて、更に検討を加え、令和6年度までに改めて結論を得ることとしてはどうか。

全世代型社会保障改革の方針(令和2年12月15日 閣議決定) 抜粋

第2章 少子化対策

2. 待機児童の解消

政権交代以来、72万人の保育の受け皿を整備し、今年の待機児童は、調査開始以来、最少の1万2千人となった。待機児童の解消を目指し、女性の就業率の上昇を踏まえた保育の受け皿整備、幼稚園やベビーシッターを含めた地域の子育て資源の活用を進めるため、年末までに「新子育て安心プラン」を取りまとめる。

具体的には、安定的な財源を確保しながら、令和3年度(2021年度)から令和6年度(2024年度)末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。

參考資料

社会福祉施設職員等退職手当共済事業の概要

目的

- 社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、民間社会福祉施設経営者の相互扶助の精神に基づき、昭和36年より「社会福祉施設職員等退職手当共済法」に基づき実施。
- 社会福祉法人の経営する社会福祉施設等の職員の待遇改善により、職員の身分の安定を図り、もって社会福祉事業の振興に寄与することを目的としている。

概要

【実施主体】 (独) 福祉医療機構

【加入対象となる施設・事業】

社会福祉法人が経営する

- ①社会福祉施設等 (保育所等)
- ②特定介護保険施設等 (特養、障害者支援施設等)
- ③申出施設等 (介護老人保健施設等)

【財政方式】 賦課方式

【支給財源】

①社会福祉施設等

(1人当たり掛金 年額44,500円)

経営者 (掛金) 1/3	国 1/3	県 1/3
--------------------	----------	----------

②特定介護保険施設等、③申出施設等

(1人当たり掛金 年額133,500円)

経営者 (掛金が3倍) 3/3

【被共済職員数】 867,784人 (H31.4.1現在)

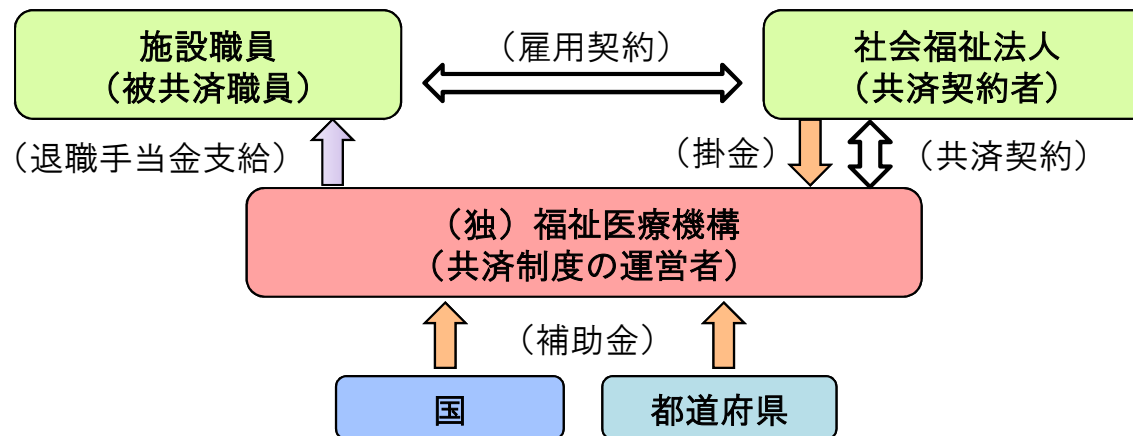
【支給者数】 79,459人 (R1年度実績)

【支給総額】 1,124.6億円 (R1年度実績)

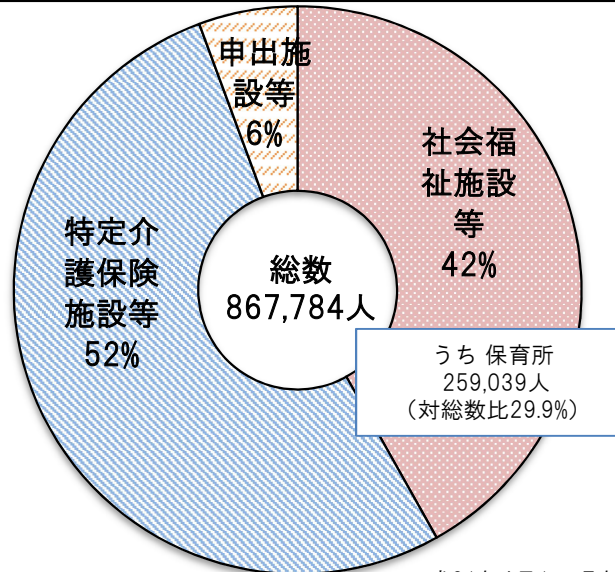
【支給平均】 1,415,261円 (R1年度実績)

【国庫補助額】 274.4億円 (R2年度予算)

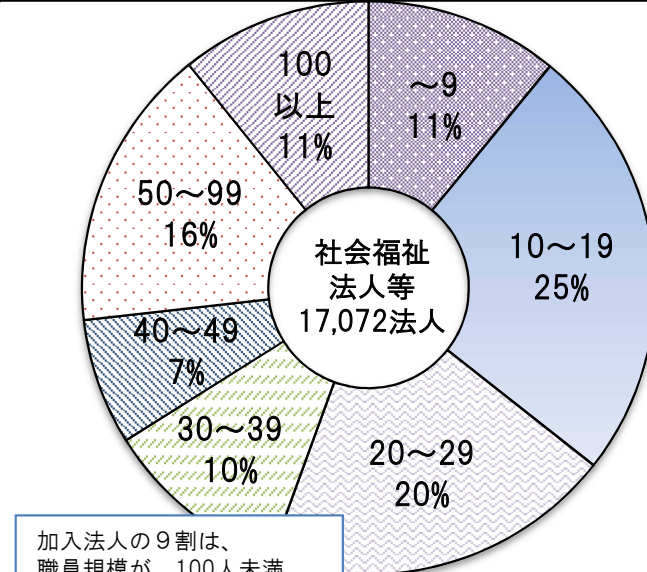
制度の仕組み



被共済職員の施設別内訳



加入社会福祉法人等の職員規模別内訳



社会福祉施設職員等退職手当共済制度における 保育所等に対する公費助成の在り方について

社会保障審議会福祉部会報告書 ～社会福祉法人制度改革について～（平成27年2月12日） 抜粋

障害者総合支援法等に関する施設・事業及び保育所については、介護関係施設・事業において公費助成が廃止されていること、他の経営主体とのイコールフットィングの観点などから、以下のとおり、公費助成の在り方を見直すべきである。

- ①障害者総合支援法等に関する施設・事業については、（中略）前回改正時の介護関連施設・事業と同様に、既加入者の期待利益に配慮した経過措置を講じた上で、公費助成を廃止する。
- ②保育所については、
 - ・子ども・子育て支援新制度が平成27年度から本格施行されること
 - ・平成29年度まで待機児童解消加速化プランに取り組むことなどを踏まえ、公費助成の在り方について更に検討を加え、平成29年度までに結論を得ることとする。
- ③措置施設・事業については、他の経営主体の参入がないこと等から、今回の見直しでは公費助成を維持する。

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年3月31日法律第21号） 附則

第三十五条 （略）

2 政府は、平成二十九年度までに、社会福祉施設職員等退職手当共済制度に関し、総合的な子ども・子育て支援の実施状況を勘案し、機構に対する国の財政措置（児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の職員に係る退職手当金の支給に要する費用に関するものに限る。）の見直しについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。



- 平成29年度までの待機児童解消加速化プランに加え、平成29年6月に公表された「子育て安心プラン」により、遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消するための取組みが行われている。
- こうした状況を踏まえ、保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について更に検討を加え、平成32年度までに改めて結論を得ることとしたい。

各福祉制度の運営主体の割合

		公営割合	社会福祉法人割合	株式会社・NPO等割合	統計年次
保育	-	30.4%	53.4%	16.2%	H30社会福祉施設等調査
介護	H17通常国会提出(H18.4施行)時	3.2%	15.2%	81.6%	H16介護サービス施設・事業所調査
障害	H27通常国会提出(H28.4施行)時	2.2%	35.2%	62.6%	H24社会福祉施設等調査

	公営			社会福祉法人			営利法人			その他		
	保育所等	障害分野	介護分野	保育所等	障害分野	介護分野	保育所等	障害分野	介護分野	保育所等	障害分野	介護分野
平成30年度	8,495	2,626	1,868	14,921	41,762	52,666	2,059	62,008	110,325	2,476	38,266	54,595
平成29年度	8,716	2,621	1,774	14,493	41,034	47,079	1,686	59,631	92,071	2,242	36,997	48,281
平成28年度	8,857	2,677	1,772	14,049	40,272	46,395	1,337	55,333	90,588	2,022	35,421	48,021
平成27年度	9,091	2,667	2,203	13,647	39,286	45,916	1,051	49,617	87,386	1,791	33,385	47,475
平成26年度	9,887	2,421	1,963	12,673	37,241	44,334	650	44,126	83,252	1,299	31,083	47,040

	公営			社会福祉法人			営利法人			その他		
	保育所等	障害分野	介護分野	保育所等	障害分野	介護分野	保育所等	障害分野	介護分野	保育所等	障害分野	介護分野
平成30年度	30.4%	1.8%	0.9%	53.4%	28.9%	24.0%	7.4%	42.9%	50.3%	8.9%	26.5%	24.9%
平成29年度	32.1%	1.9%	0.9%	53.4%	29.3%	24.9%	6.2%	42.5%	48.7%	8.3%	26.4%	25.5%
平成28年度	33.7%	2.0%	0.9%	53.5%	30.1%	24.8%	5.1%	41.4%	48.5%	7.7%	26.5%	25.7%
平成27年度	35.5%	2.1%	1.2%	53.4%	31.4%	25.1%	4.1%	39.7%	47.8%	7.0%	26.7%	25.9%
平成26年度	40.3%	2.1%	1.1%	51.7%	32.4%	25.1%	2.7%	38.4%	47.1%	5.3%	27.1%	26.6%

新子育て安心プランの概要

○ 令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。

- ・第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿を整備。
- ・できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25~44歳)の就業率の上昇に対応。

(参考) 平成31年：77.7%、現行の子育て安心プランは80%に対応、令和7年の政府目標：82% (第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略)

平成25年度

待機児童解消加速化プラン
(目標：5年間で約50万人)

平成30年度

子育て安心プラン
(目標：3年間で約32万人)

令和3年度

新子育て安心プラン
(目標：4年間で約14万人)

令和6年度末

○ 新子育て安心プランにおける支援のポイント

① 地域の特性に応じた支援

○ 保育ニーズが増加している地域への支援

(例)

- ・新子育て安心プランに参加する自治体への**整備費等の補助率の嵩上げ**

○ マッチングの促進が必要な地域への支援

(例)

- ・**保育コンシェルジュによる相談支援の拡充**
(待機児童数が50人未満である市区町村でも新子育て安心プランに参画すれば利用可能とする)
- ・**巡回バス等による送迎に対する支援の拡充**
(送迎バスの台数や保育士の配置に応じたきめ細かな支援を行う)

○ 人口減少地域の保育の在り方の検討

② 魅力向上を通じた保育士の確保

(例)

- ・**保育補助者の活躍促進** (「勤務時間30時間以下」との補助要件を撤廃)
- ・**短時間勤務の保育士の活躍促進**
(待機児童が存在する市町村において各クラスで常勤保育士1名必須との規制をなくし、それに代えて2名の短時間保育士で可とする)
- ・**保育士・保育所支援センターの機能強化**
(現職保育士の就業継続に向けた相談を補助対象に追加)

③ 地域のあらゆる子育て資源の活用

(例)

- ・**幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育** (施設改修等の補助を新設)
- ・**や小規模保育** (待機児童が存在する市区町村において利用定員の上限(19人)を弾力化(3人増し→6人増しまで可とする)) **の推進**
- ・**ベビーシッターの利用料助成の非課税化** 【令和3年度税制改正で対応】
- ・**企業主導型ベビーシッターの利用補助の拡充** (1日1枚→1日2枚)
- ・**育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業への助成事業の創設**
【令和3年の通常国会に子ども・子育て支援法の改正法案を提出予定】

参照条文

○社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）

（定義）

第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。

- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十一条第二項の規定による認可を受けた救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設
- 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十五条第四項の規定による認可を受けた乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設
- 三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十七条第一項の規定による設置の認可を受けた幼保連携型認定こども園
- 四 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十五条第四項の規定による認可を受けた養護老人ホーム
- 五 その他前各号に準ずる施設で政令で定めるもの

2～13 （略）

（国の補助）

第十八条 国は、毎年度、予算の範囲内において、機構（※）に対し、被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるもの及び特定介護保険施設等職員であるもの（次に掲げる者に限る。）に係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額（以下「補助金算定対象額」という。）の三分の一以内を補助することができる。

一・二 （略）

（※）独立行政法人福祉医療機構